

令和4年度包括外部監査に対する対応状況・方針等

監査テーマ: 県単独補助金等について

令和8年3月30日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和6年度報告内容	令和7年度状況	
78	R4	161	意見	公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について	保健福祉部	保健福祉課	補助事業に伴う補助金、交付金、負担金といった収入は、消費税法上不課税(課税対象外)取引に該当します。一方、補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになります。 このことについて、県では交付要綱のひな型として「愛媛県交付要綱マニュアル」において補助対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、その金額に係る補助金(交付金、負担金)の返還を求める条文を設けていますが、現在の「要綱」にはその旨の記載はありません。 また、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の取扱いに関する報告についても、従来から免税事業者であるとして、適時報告がなされていませんでした。 独立行政法人であっても仕入控除税額が発生するケースはあるため、仕入控除税額報告書に関する条文を「要綱」に定めるとともに、適切な運用を行うことが望ましいです。	仕入控除税額報告書に関する条文を要綱に定めることについて、ほかの自治体の規定状況も踏まえながら検討を進めている。	仕入控除税額報告書に関する条文を要綱に定めることについて、ほかの自治体の規定状況も踏まえながら検討を進めている。	検討中
79	R4	164	意見	福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 令和3年度当初予算見積額の事項説明書における積算根拠等について	保健福祉部	保健福祉課	県によると、令和3年度当初予算見積額の事項説明書における補助対象経費にかかる補助金負担額の積算根拠として、①印刷製本費、②食糧費、③介護用トイレ、④簡易ベット(段ボール)、⑤パーテーション、⑥車いす、⑦アドバイザー報酬費といった項目に対しては、過去の予算で用いた単価を継続して用いているとのこと。 予算の作成においては、過去の単価を参考にしつつ、現在の物価上昇等を勘案して、見積りを行うとともに、予算単価を決定したプロセス等を残しておくことが望ましいです。	予算の作成において、現在の物価上昇等に対応した適切な予算単価の積算の検討を進めている。	物価上昇等に対応するため、令和6年10月には一部メニューにおいて補助率や基準額の改善を行うとともに、令和7年度当初予算編成時においては市町から把握した実施見込額に基づき予算計上を行っている。	対応済

令和4年度包括外部監査に対する対応状況・方針等(令和6年度対応)

監査テーマ: 県単独補助金等について

令和7年3月28日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容(要旨)	対応状況・方針等		対応区分
								令和5年度報告内容	令和6年度状況	
31	R4	88	意見	ハートなんでも相談員設置事業費補助金	事務事業評価の単位について	総務部	<p>ハートなんでも相談員設置事業は、国の補助事業であるスクールカウンセラー活用事業でカバーできない部分を県単独で手当てするものであるため、事務事業評価に当たっては、スクールカウンセラー設置事業とまとめることが妥当ではないかと思えます。現状の事務事業評価シートの形式では限界があり、事務事業評価制度自体の改善が望ましいです。</p>	<p>現在、県総合計画の目標達成に向けて取り組む事務事業にKPI(重要業績評価指標)を設定するなど、政策立案から予算編成、執行、決算、評価に至る一連のプロセス全般で成果を重視するマネジメント体制の構築に取り組んでおり、事務事業評価制度についても、KPIマネジメントへと発展的に見直しを進めているところ。また、目的を同一とする事業については、整理・統合を進めている。制度の見直しに当たっては、事業の成果の記載方法など、評価の様式等についても併せて検討していきたい。</p>	<p>従来の行政評価制度からKPIマネジメントへと発展的に見直しを行い、予算編成の段階から、「事前評価」として、KPIの設定を通じて成果につながる仮説を立て、予算執行中には「期中評価」として、仮説の検証を随時行い、必要な軌道修正を図りながら、決算時には、「事後評価」としてKPIの実績確認と要因分析によって仮説を検証するという仕組みを構築、運用を開始したところ。(事前評価は6年度当初予算から本格導入。期中評価は6年度試行、7年度から本格導入予定。事後評価は5年度事業から本格導入)</p> <p>また、従来の事務事業評価シートは事後評価シートに様式を見直し、政策的経費については、事前評価で設定した仮説の検証を行うという姿勢のもと、要因分析を定量的なデータ等を用いながら様々な視点に基づいて行ったうえで、見直し方向性を検討し、その内容を記載することとしている。</p>	対応済
						教育委員会		義務教育課	<p>指摘があったとおり、2事業をまとめた活動指標等に変更したい。ただし、事務事業評価シートの様式は財政課が定めているため、確認が必要。</p>	<p>上記の評価の見直しにより、2事業ともKPIマネジメントに即した成果指標(問題が好転した相談件数の割合)に変更し、それぞれの成果について要因分析を行うこととしている。</p>

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容(要旨)	対応状況・方針等		対応 区分
								令和5年度報告内容	令和6年度状況	
32	R4	89	意見	ハートなんでも相談員設置事業費補助金 成果指標の評価について	総務部	財政課	現状の事務事業管理シートの形式は、事務事業の成果に関する評価や事業の概要について、説明欄が狭く文字数に限界があり、十分な説明ができるスペースではありません。より詳細な説明ができるよう事務事業評価制度全体の改善が望ましいです。	現在、県総合計画の目標達成に向けて取り組む事務事業にKPI(重要業績評価指標)を設定するなど、政策立案から予算編成、執行、決算、評価に至る一連のプロセス全般で成果を重視するマネジメント体制の構築に取り組んでおり、事務事業評価制度についても、KPIマネジメントへと発展的に見直しを進めているところ。成果や事業概要の記載方法など、公表時の様式等についても併せて検討していきたい。	従来の行政評価制度からKPIマネジメントへと発展的に見直しを行い、予算編成の段階から、「事前評価」として、KPIの設定を通じて成果につながる仮説を立て、予算執行中には「期中評価」として、仮説の検証を随時行い、必要な軌道修正を図りながら、決算時には、「事後評価」としてKPIの実績確認と要因分析によって仮説を検証するという仕組みを構築、運用を開始したところ。(事前評価は6年度当初予算から本格導入。期中評価は6年度試行、7年度から本格導入予定。事後評価は5年度事業から本格導入。) また、従来の事務事業評価シートは事後評価シートに様式を見直し、政策的経費については、事前評価で設定した仮説の検証を行うという姿勢のもと、要因分析を定量的なデータ等を用いながら様々な視点に基づいて行ったうえで、見直し方向性を検討し、その内容を記載することとしている。なお、事業概要については、内容を端的に説明するため、原則として議会へ提出している予算案説明書と同内容としているほか、その他の項目も、十分な説明ができるよう、文字数の制限は行っていない。 さらに、事後評価結果(KPIの実績値、要因分析、今後の方向性等)については、事業概要と併せて全事業分を県HPで公表している。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容(要旨)	対応状況・方針等		対応 区分
								令和5年度報告内容	令和6年度状況	
61	R4	131	意見	愛媛県地域の 守り手力 強化事業費 補助金	総務部	財政課	<p>県が補助金の対象としていた二つの事業のうち、一方の事業に対する助成限度額を引き上げたことについて、事務事業管理シートへの記載がありませんでした。</p> <p>現在の事務事業評価シートでは、記載欄に限界があり十分な説明を行うことは無理があります。しかし、県が成果指標の未達を分析し、翌年度の制度変更に関わり付けているものですから、県の施策の方向性に関する貴重な情報で、補助対象事業者等にとっては有用な情報だと思います。このような内容は情報提供できるよう仕組みを変更していくことが望ましいです。</p>	<p>現在、県総合計画の目標達成に向けて取り組む事務事業にKPI(重要業績評価指標)を設定するなど、政策立案から予算編成、執行、決算、評価に至る一連のプロセス全般で成果を重視するマネジメント体制の構築に取り組んでおり、事務事業評価制度についても、KPIマネジメントへと発展的に見直しを進めているところ。評価結果や評価結果を踏まえた今後の取組みの方向性について、県民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう検討していきたい。</p>	<p>従来の行政評価制度からKPIマネジメントへと発展的に見直しを行い、予算編成の段階から、「事前評価」として、KPIの設定を通じて成果につながる仮説を立て、予算執行中には「期中評価」として、仮説の検証を随時行い、必要な軌道修正を図りながら、決算時には、「事後評価」としてKPIの実績確認と要因分析によって仮説を検証するという仕組みを構築、運用を開始したところ。(事前評価は6年度当初予算から本格導入。期中評価は6年度試行、7年度から本格導入予定。事後評価は5年度事業から本格導入)</p> <p>また、従来の事務事業評価シートは事後評価シートに様式を見直し、政策的経費については、事前評価で設定した仮説の検証を行うという姿勢のもと、要因分析を定量的なデータ等を用いながら様々な視点に基づいて行ったうえで、見直し方向性を検討し、その内容を記載することとしている。なお、事業概要については、内容を端的に説明するため、原則として議会へ提出している予算案説明書と同内容としているほか、その他の項目も、十分な説明ができるよう、文字数の制限は行っていない。</p> <p>さらに、事後評価結果(KPIの実績値、要因分析、今後の方向性等)については、事業概要と併せて全事業分を県HPで公表している。</p>	対応 済
						土木部	土木管理課	<p>令和5年度の補助対象者の公募に際しては前年度からの変更内容もあわせて周知した。</p> <p>また、令和4年度の事務事業管理シートでは、現行様式に可能な範囲で変更内容を記載した。</p>		

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容(要旨)	対応状況・方針等		対応 区分
								令和5年度報告内容	令和6年度状況	
63	R4	135	意見	愛媛県災害 対応建設機 械保有支援 事業費補助 金	事務事業管理 シートの記載に ついて	総務部 財政課	<p>現在、県総合計画の目標達成に向けて取り組む事務事業にKPI(重要業績評価指標)を設定するなど、政策立案から予算編成、執行、決算、評価に至る一連のプロセス全般で成果を重視するマネジメント体制の構築に取り組んでおり、事務事業評価制度についても、KPIマネジメントへと発展的に見直しを進めているところ。評価結果や評価結果を踏まえた今後の取組みの方向性について、県民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう検討していきたい。</p> <p>現在の事務事業評価シートでは、記載欄に限界があり十分な説明を行うことは無理があります。しかし、県が現状や補助金の成果をどう分析しているか、加えてどういった観点から翌年度の制度変更に関結しているかは、県の施策の方向性に関する貴重な情報で、補助対象事業者等にとっては有用な情報だと思います。このような内容は情報提供できるよう仕組みを変更していくことが望ましいです。</p>	<p>従来の行政評価制度からKPIマネジメントへと発展的に見直しを行い、予算編成の段階から、「事前評価」として、KPIの設定を通じて成果につながる仮説を立て、予算執行中には「期中評価」として、仮説の検証を随時行い、必要な軌道修正を図りながら、決算時には、「事後評価」としてKPIの実績確認と要因分析によって仮説を検証するという仕組みを構築、運用を開始したところ。(事前評価は6年度当初予算から本格導入。期中評価は6年度試行、7年度から本格導入予定。事後評価は5年度事業から本格導入)</p> <p>また、従来の事務事業評価シートは事後評価シートに様式を見直し、政策的経費については、事前評価で設定した仮説の検証を行うという姿勢のもと、要因分析を定量的なデータ等を用いながら様々な視点に基づいて行っただけで、見直し方向性を検討し、その内容を記載することとしている。なお、事業概要については、内容を端的に説明するため、原則として議会へ提出している予算案説明書と同内容としているほか、その他の項目も、十分な説明ができるよう、文字数の制限は行っていない。</p> <p>さらに、事後評価結果(KPIの実績値、要因分析、今後の方向性等)については、事業概要と併せて全事業分を県HPで公表している。</p>	対応 済	
					土木部	土木管理課	本補助事業は令和4年度で終了した。			

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容(要旨)	対応状況・方針等		対応 区分
								令和5年度報告内容	令和6年度状況	
78	R4	161	意見	公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について	保健福祉部	保健福祉課	県では交付要綱のひな型として「愛媛県交付要綱マニュアル」において補助対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、その金額に係る補助金(交付金、負担金)の返還を求める条文を設けていますが、現在の「要綱」にはその旨の記載はありません。 また、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の取扱に関する報告についても、従来から免税事業者であるとして、適時報告がなされていませんでした。 独立行政法人であっても仕入控除税額が発生するケースはあるため、仕入控除税額報告書に関する条文を「要綱」に定めるとともに、適切な運用を行うことが望ましいです。	仕入控除税額報告書に関する条文を要綱に定めることについて、ほかの自治体の規定状況も踏まえながら検討を進めている。	仕入控除税額報告書に関する条文を要綱に定めることについて、ほかの自治体の規定状況も踏まえながら検討を進めている。	検討中
79	R4	164	意見	福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 令和3年度当初予算見積額の事項説明書における積算根拠等について	保健福祉部	保健福祉課	予算の作成においては、過去の単価を参考にしつつ、現在の物価上昇等を勘案して、見積りを行うとともに、予算単価を決定したプロセス等を残しておくことが望ましいです。	予算の作成において、現在の物価上昇等に対応した適切な予算単価の積算の検討を進めている。	予算の作成において、現在の物価上昇等に対応した適切な予算単価の積算の検討を進めている。	検討中
80	R4	165	意見	福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 予算額と決算額との乖離について	保健福祉部	保健福祉課	予算の作成においては、被災状況による不測の事態や公正な観点から、県下20市町を対象に実施する前提は必要であるものの、市町とのコミュニケーションを積極的に行って、補助条件を加味した実行可能性についても考慮して対応することが望ましいです。	補助事業の実行可能性について、県内20市町への聞き取りなど積極的なコミュニケーションを行い、実態に即した補助金の実施について検討を進めている。	補助金の補助内容について市町を対象に課題やニーズの聞き取り調査を行い、内容を踏まえ、補正予算を計上し、新規指定施設への物資配備については補助率を、備蓄倉庫の整備については基準額及び補助率を引き上げる対応を実施した。	対応済

令和4年度包括外部監査に対する対応状況・方針等(令和5年度対応)

監査テーマ: 県単独補助金等について

令和6年3月29日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
1	R4	34	意見	えひめさんさん物語フォローアップ事業費(東予)負担金 成果指標の計画値の見直しについて	観光スポーツ文化部	観光国際課	えひめさんさん物語フォローアップ事業費の事務事業評価において、イベント来場者数を成果指標としています。令和3年度のイベント来場者数が計画値1,000人に対して、実績値7,430人と大幅に上回ったものの、令和4年度の計画値は1,000人のまま据え置かれていました。適切な事務事業評価及び負担金の効果測定のために、計画値は前年度の実績を踏まえた見直しをすることが望ましいです。	令和4年度事務事業評価時に見直しを行った。今後、同様のイベントを実施するにあたっては、前年度の実績等を踏まえた計画値の見直しを行うこととする。	対応 済
2	R4	35	意見	えひめさんさん物語フォローアップ事業費(東予)負担金 負担金支出先の決算内容の把握について	観光スポーツ文化部	観光国際課	負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。なお、県によると、県は負担金支出先から口頭では差異要因の説明を受けているとのこと。負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。	今後、同様のイベントを実施するにあたっては、予算額と決算額に差異が発生した場合は、差異要因を決算書に記載させるように求める。	従来 どおり
3	R4	36	意見	松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 成果指標の設定について	観光スポーツ文化部	観光国際課航空政策室	松山空港地域活性化基盤施設整備事業費の事務事業評価において、道路改良率(達成率:松山市の平均改良率に対する当地域の改良率の比率)を成果指標としています。県によると、道路は、改良が進み、幅員が広がると通行車両等の走行性が良くなり、快適性及び安全性が高まり、地域の活性化が図られることから、成果指標として設定しているとのこと。道路改良率は活動指標としての色合いが強いものであり、他の成果指標の採用又は併用を検討することが望ましいです。例えば、市と連携の上で、地域住民へのアンケートや、周辺地域への流入人口の調査等の指標も考えられます。	令和5年度以降は、新たな成果指標として空港周辺地域の人口増加を設定している。	対応 済
4	R4	37	意見	松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 検査確認書の予算差引増減要因の記載について	観光スポーツ文化部	観光国際課航空政策室	県は補助事業実績報告の審査において、検査確認書を作成しています。検査確認書において、支出の予算額、補助金交付決定額、精算額と予算差引増減額を明記していますが、その増減理由については記載されていませんでした。予算実績差異を把握し、今後の予算立案に資する情報を分析する観点からは、予算差引増減額の大きい項目について、審査担当者が市へのヒアリングや文書閲覧により確認した要因について、備考欄等へ明記することが望ましいです。	令和4年度から、変更承認審査時に、市から増減理由をヒアリングし、今後の予算立案等で分析できるよう取りまとめ、妥当性を判断した上で変更承認を行っている。検査では、当初ではなく変更承認された内容にもとづいて検査確認を行っており、検査確認書の記載内容を変更している。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
5	R4	38	意見	空港周辺住宅騒音防止対策事業費補助金 検査確認書の予算差引増減要因の記載について	観光スポーツ文化部	観光国際課航空政策室	県は補助事業実績報告の審査において、検査確認書を作成しています。検査確認書において、支出の予算額、補助金交付決定額、精算額と予算差引増減額を明記していますが、その増減理由については記載されていませんでした。 予算実績差異を把握し、今後の予算立案に資する情報を分析する観点からは、予算差引増減額の大きい項目について、審査担当が市へのヒアリングや文書閲覧により確認した要因について、備考欄等へ明記することが望ましいです。	令和4年度から、交付決定審査時に、市から予算額との差異についてヒアリングし、今後の予算立案等で分析できるよう取りまとめ、妥当性を判断した上で交付決定を行っている。 検査では交付決定された内容に基づいて検査確認を行っており、検査確認書の記載内容を変更している。	対応 済
6	R4	40	意見	松山空港利用促進協議会負担金(松山空港利用促進事業費(国際線利用促進関係)) 負担金支出先の決算内容の把握について	観光スポーツ文化部	観光国際課航空政策室	負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。 負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。	負担金支出先の令和4年度決算書から、予算額と決算額の差異の大きい収支項目について、差異要因を記載している。	対応 済
7	R4	42	意見	松山空港利用促進協議会負担金(松山空港利用促進事業費) 負担金支出先の決算内容の把握について	観光スポーツ文化部	観光国際課航空政策室	負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。 負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。	負担金支出先の令和4年度決算書から、予算額と決算額の差異の大きい収支項目について、差異要因を記載している。	対応 済
8	R4	44	意見	松山空港利用促進協議会負担金(松山空港エアポートセールス強化事業費) 負担金支出先の決算内容の把握について	観光スポーツ文化部	観光国際課航空政策室	負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。 負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。	負担金支出先の令和4年度決算書から、予算額と決算額の差異の大きい収支項目について、差異要因を記載している。	対応 済
9	R4	45	意見	松山空港利用促進協議会負担金(松山空港国内線支援事業費) 負担金支出先の決算内容の把握について	観光スポーツ文化部	観光国際課航空政策室	負担金支出先の決算書に、予算額と決算額の差異要因が明記されていませんでした。 負担金支出先の決算状況把握及び負担金支出先での適正な負担金利用状況の把握のためにも、予実差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに決算書への記載を求めることが望ましいです。	負担金支出先の令和4年度決算書から、予算額と決算額の差異の大きい収支項目について、差異要因を記載している。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
10	R4	47	意見	松山空港国際文化支援事業費補助金 概算払いの必要性の検討について	観光スポーツ文化部	観光国際課航空政策室	<p>県は松山空港ビル株式会社に対して補助金の概算払いを実施していますが、松山空港ビル株式会社の取締役会、総会等に出席し、随時財務状況を把握していることから、補助金の審査時に決算書の確認は行っていないとのことでした。</p> <p>愛媛県補助金等交付規則(以下、この節で「交付規則」という。)では、補助金は精算払いを原則としており、例外的に概算払いを認めています。</p> <p>これを受けて令和3年度愛媛県松山空港国際化支援事業費補助金交付要綱(以下、この節で「交付要綱」という。)においても例外的に概算払いを認めています。</p> <p>交付規則における「補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるとき」及び交付要綱における「補助事業の実施上必要と認めるとき」について、具体的な解釈を示す規定は存在しませんが、概算払いによらなければ、財務的に脆弱な補助金受給者が事業を十分に実施できない場合にその必要性を認めることが相当と考えます。</p> <p>そのため、補助金の審査において、決算書の確認を行い財務的な観点を踏まえて概算払いの必要性について検討することが望ましいです。</p>	<p>令和5年度以降は、松山空港ビル株式会社から概算払いの請求があった場合、決算書を確認するとともに、同社に対してヒアリングを実施した上で、総合的に概算払いの必要性を判断することとしている。</p> <p>令和5年度は、前年と比較して大幅に概算払い額が増加(696,000円⇒25,814,000円)している点も考慮し、概算払いを認めている。</p>	対応済
11	R4	50	意見	自転車新文化推進事業費負担金 成果指標の設定について	観光スポーツ文化部	自転車新文化推進課	<p>自転車新文化推進事業費の事務事業評価において、「しまなみ海道レンタサイクル(今治市)利用件数」を成果指標としています。</p> <p>県によると、初心者でもサイクリングを始める場所が県を代表するサイクリングコースであるしまなみ海道であり、そこでのレンタサイクル台数が、県民への普及等を定量的に示すことができる数値であると考えているとのこと。また、しまなみ海道は、全国から多くの方が訪れる有名なコースであるため、距離に関わらず、誰もが訪れるコースであると考えているとのこと。</p> <p>しかしながら、今治市の遠方に居住するサイクリング初心者の県民が初めて始める場所としてしまなみ海道というのはなかなか難しい面もあると思います。</p> <p>将来的には、しまなみ海道以外も含むサイクリングコースの利用件数、県民アンケート、SNSフォロワー数、SNS利用件数等の別途指標も成果指標として検討することが望ましいです。</p>	<p>成果指標を令和5年度より県民アンケートによる「自転車新文化の認知度」に見直しを行った。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
12	R4	59	意見	えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金 検査調書の様式について	企画振興部	地域政策課	実績審査で用いられる検査調書について、検査内容に大きな差はありませんが、東予地方局と中予地方局では「事実実績確認調書」、南予地方局では、「事業完了確認報告書(検査調書)」として作成されており、様式が相違しています。 県によると、様式は特に定められておらず、体裁については任意となっているということでしたが、同じ補助金に対して行う審査のため、統一することが望ましいです。	本補助事業はR4年度をもって終了したため、要綱等の見直しを行っていない。 なお、今後同様の補助金を執行する際には、地方局間で様式を統一したい。	従来どおり
13	R4	59	意見	えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金 交付決定通知書を発行するための運用について	企画振興部	地域政策課	県によると、「交付決定通知書」を発行するための運用については、愛媛県文書管理規程において、「施行文書の写し」を保管するルールにはなっておらず、文書管理・電子決裁システムにおいても、決裁後に施行した文書のファイルを追加する機能はないため、各地方局とも「交付決定通知書等の写し」は保管していないとのことです。 南予地方局では、「施行文書の写し」を保管するような運用になっていたため、効率的な運用を行うためには、他の地方局と足並みをそろえた運用に統一することが望ましいです。 また、県における統制行為としての承認プロセスにおいても、地方局及び支局間での進達文書の要否の判断が地方局によって異なっており、統一性がありません。 同じ補助金を交付するときの判断プロセスであることを踏まえ、現在は各地方局に任せている進達文書の要否の判断についても、必要性を検討のうえ、整理されることが県の統制における有効性と効率性の観点から望ましいです。	本補助事業はR4年度をもって終了したため、運用の見直しを行っていない。 なお、今後同様の補助金を執行する際には、地方局間で足並みをそろえた運用に統一するとともに、進達文書の要否の判断についても必要性を検討のうえ整理したい。	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
14	R4	60	意見	えひめの未来 チャレンジ支 援事業費補助 金 交付申請に 対する審査に ついて	企画 振興部	地域 政策課	<p>県によると、事業の政策分野や内容が限定されておらず内容が多岐にわたることから、形式的な要件や定量的基準で適否を判断する審査項目は少なく、チェックリストを一律的に作成するのは馴染まないとのこと。</p> <p>「要綱」及び「要領」によると、補助対象事業は、(1)地域公共交通システム支援事業、(2)移住・定住等促進支援事業、(3)県内大学等連携支援事業、(4)えひめ夢提案総合支援事業、(5)地域人材企業支援事業となっており、複数の事業内容を補助する形で運用されているため、確かに形式的な要件や定量的基準で適否を判断する審査項目は少ないと考えられます。</p> <p>このような中で、交付申請に対する審査については、具体的な交付決定にかかる審査項目の明記はなく、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適当と判断しているのか、明確ではありません。</p> <p>補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書には、審査判断の過程がわかるような資料を作成して添付することが望ましいです。</p>	<p>本補助事業はR4年度をもって終了したため、要綱等の見直しを行っていない。</p> <p>なお、今後同様の補助金を執行する際には、審査判断が客観的にわかりやすいものとなるよう審査判断の過程がわかる資料の作成を検討したい。</p>	従来 どおり
15	R4	64	意見	移住者住宅改 修支援事業費 補助金 活動指標と成 果指標の設定 について	企画 振興部	地域 政策課	<p>県によると、移住者住宅改修支援事業費補助金の事業期間は、第六次愛媛県長期計画の期間にあわせて設定しているため、令和4年度を終期としており、事務事業評価においては、県内への移住者数を成果指標とし、補助金の利用件数を活動指標としています。</p> <p>補助金の効果を測定するうえで、これらの指標の設定は有効と考えますが、成果指標に関しては、県内への移住者数には、そもそも補助金を利用できない移住者も含まれており、補助金を利用して増加した移住者数が漠然となってしまうため、補助金を利用して増加した移住者数そのものや交付先数などを指標とすることが望ましいです。</p> <p>活動指標としては、補助金を利用する前提として、県や市町が運営している「空き家バンク」に掲載されている空き家（戸建て住宅）を購入または賃借して改修する必要があるため、空き家バンク掲載物件数を指標として追加することも考えられます。</p>	<p>令和4年度事務事業評価において、成果指標をえひめ空き家情報バンク訪問数に見直すとともに、活動指標にはえひめ空き家情報バンク登録物件数を追加した。</p>	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
16	R4	66	意見	愛媛県鉄道安全輸送設備整備事業費補助金 補助上限額の設定プロセスについて	企画振興部	地域政策課	<p>県によると、①伊予鉄道株式会社における全体及び年度ごとの事業費、②四国3県における同様の事業に対する補助状況、③市町の負担可能な範囲などを勘案し、補助上限額を設定しているとのことですが、書類の保存年限を過ぎているため、補助上限額の設定当時の詳細な経緯は不明とのことです。</p> <p>今回の補助金交付においては、コロナの影響もあり、伊予鉄道株式会社にとっては、非常に厳しい業績の中で利用者の安全を確保する観点等から実施されたもののようですが、今後同じような状況になったときに、従来の補助上限額で目的が達成できるのかどうかを引き続き検討いただくとともに、補助上限額を決定したプロセス等を残しておくことが望ましいです。</p>	<p>本補助事業については、補助上限額も含めて、伊予鉄道(株)からの補助要望についてヒアリングを行った上で、内容に基づき次年度以降の補助継続を決定しており、そのプロセスについて適切に協議録等を保管するとともに、補助上限額については、社会情勢や県の財政状況も踏まえながら事業効果が最大となるよう決定することといたしたい。(市町へは伊予鉄道(株)から説明を行い、合意を得たもの)</p>	対応 済
17	R4	69	意見	えひめ地域政策研究センター運営費補助金 補助金の分類について	企画振興部	地域政策課	<p>平成24年度に公益財団法人へ移行する以前の平成12年度より実施されてきた補助金であり、補助項目の見直しは、その都度行われながらも、運営費補助として継続しており、令和3年度の補助内容は、①特別研究員の招へい(2,160千円)、②事務所経費(共益費除く、事務所家賃全額4,275千円)となっています。</p> <p>県によると、えひめ地域政策研究センター(以下、この節で「センター」という。)は、地域づくり活動の支援等を目的に活動する県内唯一の公益法人で、事業はすべて公益事業となっており、地域活性化を図る上で、センターの活動を支援することが本県の公益にかなうと考えられることから、固定費の一部を補助しているとのことです。</p> <p>事業活動が公益性を有することから補助するものであるとはいえ、運営費補助という形を取ると、補助金の効果測定があいまいになり、あらかじめ補助金を前提とした事業計画や活動をするのを助長し、自立した活動の創出を妨げることにつながってしまうため、補助金の測定が明確にできるようになることが望ましいです。</p> <p>具体的には、運営費補助ではなく、事業費補助の形へ移行することが考えられます。</p>	<p>令和4年4月に「えひめ地域政策研究センター」は移住促進や交流・関係人口の拡大等に軸足を置いた実践的な組織「えひめ地域活力創造センター」に再編され、再編以降は①特別研究員の招へいに関する補助は行っておらず、②事務所経費(共益費除く、事務所家賃全額4,275千円)のみを補助している。</p> <p>事務所経費は、交通の便がよく、分かりやすい場所にセンターを設置することで、まちづくり関係者や移住希望者等が気軽に訪問・相談できる環境を整えるとともに、公益事業を行うセンターが安定的に活動するために必要であることから、補助対象経費の見直しは行っていない。</p> <p>なお、センターでは組織再編に伴い、収入源の多様化や経費の節減を推進して運営基盤の安定化を図っているところであり、今後、自立・自走化の目途が立てば、県の支援内容についても見直しを検討したい。</p>	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
18	R4	69	意見	えひめ地域政策研究センター運営費補助金 補助金の交付決定方式について	企画振興部	地域政策課	<p>上記①に記載のとおり、県によると、センターは、地域づくり活動の支援等を目的に活動する県内唯一の公益法人で、事業はすべて公益事業となっており、地域活性化を図る上で、センターの活動を支援することが本県の公益にかなうと考えられることから、固定費の一部を補助しているとのこと。</p> <p>地域活性化を図る上で、センターの活動を支援することが本県の公益にかなうことから、平成12年度より実施されてきた補助金のように、補助金の交付にあたっては、センターを継続的に補助対象先として選定するのではなく、センターの運営する事業で、県民の利益にかなう内容の事業を選別するとともに、同様の事業をより効果的かつ効率的に実施できる他の事業体があれば、その事業体の事業を補助対象とすることも視野にいれて対応されることが望ましいです。</p> <p>具体的には、補助対象とする事業ごとに公募方式を採用することが考えられます。</p>	<p>センターは地域活性化及び地域づくりに関する活動支援、交流促進、人材養成や意識啓発等を実践する組織であり、公益型の非営利組織として官民連携の中間支援機能を有するなど、地域活力創造の総合的展開を担うことができる県内唯一の公益法人であることから、センターの安定的な活動を支援するため固定費の一部を補助している。</p> <p>なお、現状では、センターが実施する公益事業を担い得る事業体がないため、交付決定方式の見直しは行っていないが、他の事業体が同様に実施可能となった場合には、補助の方法や対象の見直しを検討したい。</p>	従来どおり
19	R4	69	意見	えひめ地域政策研究センター運営費補助金 補助対象経費について	企画振興部	地域政策課	<p>令和3年度において、事務所経費（共益費除く、事務所家賃全額）を補助対象としていることの妥当性を確認するために、過去において県三番町ビル廃止に伴い、平成22年度から愛媛県商工会連合会会館（松山市宮西）に事務所を移転した際に、家賃相場や利便性などをどのように検討したか調査したところ、県では、それらに關係する当時の資料は、保存年限を過ぎており確認できないとのことでした。</p> <p>補助金に關連する資料については、保存年限があるため、仕方ない面はありますが、最小の経費で最大の効果を得るためには、移転や家賃契約更新時等に合わせて、家賃相場が妥当かどうかを判断した結果に至るプロセスを残しておくことが望ましいです。</p> <p>また、「要綱」には監査・指導に關する記載はありませんが、交付先に対して、現在の家賃全額を補助することが適当かどうか、近隣の家賃相場や地価の変動、事務所の利用状況等を、適時報告してもらうことも補助金の見直しの観点からは必要ではないかと考えます。</p>	<p>今後の家賃契約更新時や補助金の見直し時には、家賃相場の妥当性を検証・判断した行政文書について、次回の見直しにおける参考とするため適切な保存年限を設定する。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
20	R4	70	意見	えひめ地域政策研究センター運営費補助金 補助金の概算払いについて	企画振興部	地域政策課	<p>「要綱」第12条で補助金の概算払について定められていますが、同条第1項にて、「補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることがある。」と記載され、同条第2項にて「センターは、概算払いの交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。」と記載されています。</p> <p>県によると、補助金の年間所要額は年度当初に判明しており、センターの資金繰り等の状況を踏まえて、運営上必要と判断し、補助金の全部を1月に概算払を行ったということですが、県が保管している資料としては、補助金概算払請求書以外に、センターから提出された関係書類としては、補助対象経費の概要が記載された書類のみで、概算払の必要性がわかるような資料の提出はなく、概算払を検討するにあたって、十分な資料の提出がなされた状況ではありませんでした。</p> <p>補助金の概算払においては、補助金概算払請求書に加え、概算払の必要性が理解できる十分な関係資料の提出を求めることが望ましいです。</p> <p>具体的には、概算払の必要性を検討するために、月次の資金繰りの状況がわかるような資金繰り表やこれからの資金支出計画等の資料を提出してもらうことが考えられます。</p> <p>また、概算払の方法としても、1年分をまとめて行うのではなく、例えば、半年ごとの実績をもって概算払と年度精算を行うなどの方法を採用することが望ましいです。</p>	本補助金の概算払の必要性について、資金繰りの見込みのほか、他の受託事業等の概算払請求の状況等を精査した上で、適切に判断するとともに、概算払請求時の実績をもって概算払と年度精算を行うよう令和5年度から見直している。	対応 済
21	R4	72	意見	愛媛県鉄道施設安全対策事業費補助金 活動指標の計画値見直しについて	企画振興部	地域政策課	<p>事務事業評価における活動指標として、施設の改良延長として、距離を設定しており、計画値には、当初予算の見込値(233m)を設定しています。</p> <p>利用者の安全を確保する目的として、必要な距離を延長するための補助金である以上、活動指標としては有効であると考えますが、補助金の効果測定において、正しくその活動成果を測定するためには、当初予算の見込値(233m)ではなく、実際の交付申請に合わせた数値(142m)を計画値とし、実績としては、県が審査した四国旅客鉄道株式会社からの実際報告数値(131m)に基づいて測定することが望ましいです。</p>	意見のとおり、計画値の見直しを実施した。※当該事業は、R3年度をもって終了している。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部署	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
22	R4	75	意見	愛媛県離島航路整備事業費補助金 交付申請に対する審査について	企画振興部	地域政策課	<p>交付申請に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。</p> <p>県によると、令和3年度の交付申請は、令和元年10月から令和2年9月までの実績値を使用して申請する形をとるため、国・県・市町の監査結果を反映した当該期間の実績確認の資料と照らし合わせて確認ができているとのことでした。</p> <p>補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書には、審査判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。</p>	令和4年度の交付申請からは、チェックリストを作成して審査判断が客観的で分かりやすいものとなるよう努めている。	対応 済
23	R4	76	意見	愛媛県離島航路整備事業費補助金 交付先及び最終交付先に対する監査・指導の状況について	企画振興部	地域政策課	<p>補助金交付にあたっては、最終交付先が航路損益計算書の作成に伴い、9月末までの1年間の会社欠損を出した後、四国運輸局、県及び市といった関係者による監査を受けて、監査欠損を確定させる必要があります。</p> <p>県としては、補助対象年度の損益の状況に加え、今後の見通し等について、監査の概要としてとりまとめて適切に報告書を取りまとめ、その後、復命書を作成して審査を実施しています。</p> <p>この監査の概要に関して、基本的には、監査項目等、検討内容は比較的統一されているものの、今治市（岡村～今治の航路）分については、他の報告と異なり、「〇2年度（R1.10～R2.9）損益の概要」について、監査の概要の中に記載されていませんでした。</p> <p>県によると、基本的に各事業者の報告書の体裁は統一するようにしているとのことでしたが、今回、この部分については記載漏れとのことでした。</p> <p>監査対象年度の損益の概要を記載することは、監査済の数字と最終交付先の報告数字の異同を確かめるためには重要と考えられます。また、審査の過程や結果を記載するうえで、判断に差が出ることがないように記載漏れには留意する必要があります。</p>	令和4年度に、記載漏れ防止のために監査概要の様式を作成した。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
24	R4	80	意見	愛媛県バス運行対策費補助金 交付申請に対する審査について	企画振興部	地域政策課	<p>交付申請に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。</p> <p>県によると、令和3年度の交付申請は、令和2年度実績値を使用して申請する形をとるため、令和2年度の実績確認の資料と照らし合わせて確認をしており、交付申請（実績報告）前に国との合同ヒアリングで根拠資料の確認も実施しているとのことです。</p> <p>補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。</p>	令和4年度の交付申請からは、チェックリストを作成して審査判断が客観的で分かりやすいものとなるよう努めている。	対応 済
25	R4	81	意見	愛媛県バス運行対策費補助金 実績報告書に対する審査について	企画振興部	地域政策課	<p>実績報告書に対する審査についても、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。</p> <p>県によると、交付申請（実績報告）前に国との合同ヒアリングで根拠資料の確認を実施しているとのことです。</p> <p>補助金交付の申請時同様、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。</p>	令和4年度の実績報告からは、チェックリストを作成して審査判断が客観的で分かりやすいものとなるよう努めている。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
26	R4	81	意見	愛媛県バス運行対策費補助金 活動指標と成果指標の設定について	企画振興部	地域政策課	<p>補助金の目的達成度や効果を測定するためには、補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが必要であると考えますが、現在は、今回対象とした補助金を含めた、より大きな括りとしての事務事業評価のみであり、補助金ごとの具体的な活動指標や成果指標はありません。</p> <p>成果指標としては、愛媛県内全域の生活交通路線の系統数及び廃止代替路線の系統数を設定していますが、愛媛県バス運行対策費補助金が補助する対象路線は、国庫補助要件を満たすような幹線のみであるため、この路線での系統数の維持に注目して、設定することがより望ましいです。</p> <p>また、活動指標としても、愛媛県内全域の補助対象路線の系統数を設定しているため、成果指標同様、愛媛県バス運行対策費補助金が補助する対象路線に絞って、設定することがより望ましいです。</p>	補助金の目的達成度や効果を測定するために、補助対象系統のみに絞って路線維持の状況を確認するようにKPIを設定した。	対応 済
27	R4	84	意見	愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 交付申請に対する審査について	企画振興部	地域政策課	<p>交付申請に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。</p> <p>県によると、積算書類が膨大になるため、事業計画書や運行系統図などの根拠となる資料は、補助金交付前に関係市役所と共に事業所に訪問し確認を行っているとのこと。</p> <p>補助金の交付決定にあたって、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。</p>	令和4年度の交付申請からは、チェックリストを作成して審査判断が客観的で分かりやすいものとなるよう努めている。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
28	R4	85	意見	愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 実績報告書に対する審査について	企画振興部	地域政策課	<p>実績報告書に対する審査について、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか、明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。</p> <p>県によると、積算書類が膨大になるため、運行実績表や財務関係資料などの根拠となる資料は、補助金交付前に関係市役所と共に事業所に訪問し確認を行っているとのことでした。</p> <p>補助金交付の申請時同様、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためにも、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。</p>	令和4年度の実績報告からは、チェックリストを作成して審査判断が客観的で分かりやすいものとなるよう努めている。	対応済
29	R4	85	意見	愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 検査調書の様式について	企画振興部	地域政策課	<p>実績審査で用いられる検査調書について、検査内容に大きな差はありませんが、中予地方局と南予地方局では、「事業実績確認調書」、東予地方局では、「事業実績検査調書」として作成されており、様式が相違しています。</p> <p>県によると、様式は特に定められておらず、体裁については任意となっているということでしたが、同じ補助金に対して行う審査のため、統一することが望ましいです。</p>	令和4年度の実績審査から、使用する検査調書については、従来中予地方局と南予地方局が使っていたものを東予地方局も使用するようにして、様式を統一した。	対応済
30	R4	85	意見	愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 活動指標と成果指標の設定について	企画振興部	地域政策課	<p>補助金の目的達成度や効果を測定するためには、補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが必要であると考えますが、現在は、今回対象とした補助金を含めた、より大きな括りとしての事務事業評価のみであり、補助金ごとの具体的な活動指標や成果指標はありません。</p> <p>成果指標としては、愛媛県内全域の生活交通路線の系統数及び廃止代替路線の系統数を設定していますが、愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金が補助する対象路線は、国庫補助(地域公共交通確保維持改善事業費補助金、旧バス運行対策費補助金のうち、地域間幹線系統確保維持費及び車両減価償却費等)の対象外となった生活バス路線のうち、市町が一定の要件を満たす準広域的・幹線的路線であるため、この路線での系統数の維持に注目して、設定することがより望ましいです。</p> <p>また、活動指標としても、愛媛県内全域の補助対象路線の系統数を設定しているため、成果指標同様、愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金が補助する対象路線に絞って、設定することがより望ましいです。</p>	補助金の目的達成度や効果を測定するために、補助対象系統のみに絞って路線維持の状況を確認するようにKPIを設定した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
31	R4	88	意見	ハートなんでも相談員設置事業費補助金 事務事業評価の単位について	総務部	財政課	ハートなんでも相談員設置事業は、国の補助事業であるスクールカウンセラー活用事業でカバーできない部分を県単独で手当てするものですので、事務事業評価に当たっては、下記の改善案のようにスクールカウンセラー設置事業とまとめることが妥当ではないかと思ます。下記のようにまとめると、設置自体はいきわたっており、状況の説明や活動指標等を検討する別の方向性がみえてくるように思ます。現状の事務事業評価シートの形式では限界があり、事務事業評価制度自体の改善が望ましいです。	現在、県総合計画の目標達成に向けて取り組む事務事業にKPI(重要業績評価指標)を設定するなど、政策立案から予算編成、執行、決算、評価に至る一連のプロセス全般で成果を重視するマネジメント体制の構築に取り組んでおり、事務事業評価制度についても、KPIマネジメントへと発展的に見直しを進めているところ。また、目的を同一とする事業については、整理・統合を進めている。制度の見直しに当たっては、事業の成果の記載方法など、評価の様式等についても併せて検討していきたい。	検討中
					教育委員会	義務教育課	指摘があったとおり、2事業をまとめた活動指標等に変更したい。ただし、事務事業評価シートの様式は財政課が定めているため、確認が必要。	検討中	
32	R4	89	意見	ハートなんでも相談員設置事業費補助金 成果指標の評価について	総務部	財政課	県のこの事業に対する評価は成果横ばいとなっていますが、成果指標とされている不登校児童生徒数は増加傾向にあり計画未達となっております。この点「数値は低迷しているが、全国的な動向と比較すると、一定の成果はあげているものとする。」との説明を受けました。 現状の事務事業管理シートの形式では文字数に限界があります。県民に向けて全国的な動向を踏まえた事務事業の成果に関する評価に限らず、事業の概要についても説明欄が狭く十分な説明ができるスペースではありません。より詳細な説明ができるよう事務事業評価制度全体の改善が望ましいです。	現在、県総合計画の目標達成に向けて取り組む事務事業にKPI(重要業績評価指標)を設定するなど、政策立案から予算編成、執行、決算、評価に至る一連のプロセス全般で成果を重視するマネジメント体制の構築に取り組んでおり、事務事業評価制度についても、KPIマネジメントへと発展的に見直しを進めているところ。成果や事業概要の記載方法など、公表時の様式等についても併せて検討していきたい。	検討中
33	R4	90	意見	愛媛県公民館連合会運営費補助金 補助対象者の計算書類について	教育委員会	社会教育課	補助対象者である愛媛県公民館連合会の計算書類において、社会保険料負担額の経理処理が一般に行われている処理と異なったものであったことから、当該補助金における社会保険料の事業主負担率が84.8%となるような異常な数値になった交付申請書になっていました。 補助額は、対象経費の中で「3,500,000円を限度として知事が定める額」となっていることから、補助金の額に影響はありませんでしたが、補助金用の経理処理とはいえ、給料と社会保険料の割合が異常値になっている数値に基づき交付申請、実績報告及び検査が実施されている状況は是正が望ましいです。補助金関連書類の是正だけでなく補助対象者の決算を適切なものとなるよう指導が望ましいです。	愛媛県公民館連合会に対して、社会保険料負担額の経理処理方法について見直しを求めた結果、令和5年度の交付申請時には、社会保険料の事業主負担率が適正な数値となっている。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
34	R4	96	意見	小規模事業経営支援事業費補助金 活動指標の取扱いについて	経済労働部	経営支援課	事務事業評価において、商工会、商工会議所、商工会連合会の指導を受けた小規模事業者数を活動指標としています。令和3年度の計画値43,758者に対して、実績値24,512者と大幅に下回った状況が続いているものの、令和4年度の計画値は43,758者のまま据え置かれていました。適切な事務事業評価の効果測定のために、計画値は前年度の実績を踏まえた見直しをすることが望ましいです。	成果重視マネジメントへの転換に伴い、KPIを「商工会・商工会議所の入退会者数(廃業等除く)」と設定した。今後は、KPIの達成に向けて商工会等と協議を十分に行いながら、活動成果の向上に努めてまいります。	対応 済
35	R4	96	意見	小規模事業経営支援事業費補助金 成果指標の取扱いについて	経済労働部	経営支援課	事務事業評価において、商工会、商工会議所の組織率を成果指標とし、計画値は全国平均の組織率としています。令和3年度の達成率はそれぞれ、106.90%、123.53%と令和元年度以降上回った状況が続いているものの、令和4年度の計画値は全国平均の組織率のまま据え置かれていました。適切な事務事業評価の効果測定のために、計画値は前年度の実績を踏まえた見直しをすることが望ましいです。	成果重視マネジメントへの転換に伴い、KPIを「商工会・商工会議所の入退会者数(廃業等除く)」と設定した。今後は、KPIの達成に向けて商工会等と協議を十分に行いながら、活動成果の向上に努めてまいります。	対応 済
36	R4	96	意見	小規模事業経営支援事業費補助金 予算作成見積額の事項説明書の記載について	経済労働部	経営支援課	予算作成見積額の事項説明書に記載の補助対象職員の人員推移に対する状況説明が、合併市町村内の商工会・商工会議所の合併当時の記載のままで、現状を説明したものになっていませんでした。予算査定に影響を及ぼす資料ですので、正確な記載が必要です。	令和5年度当初予算の作成資料から事項説明書の様式が無くなったことから、当該資料における記載は変更していないが、その他の資料についても内容を確認し、現状の説明となっていることを確認したところ。 今後、記載内容の正確性については十分注意してまいります。	対応 済
37	R4	98	意見	農商工連携新商品開発事業費補助金 補助金交付要綱について	経済労働部	経営支援課	補助金交付要綱の目的の記載が理解しづらい表現となっていました。補助金交付要綱は、補助金の目的、対象を明確にし、交付の要件、手続を明示することによって適正な補助金交付を行おうとするものです。簡潔明瞭な規定が望ましいです。	(公財)えひめ産業振興財団の事業に要する経費の一部を県が補助するという補助金交付要綱の目的を明瞭な表現に修正した。	対応 済
38	R4	98	意見	農商工連携新商品開発事業費補助金 補助金についての情報提供について	経済労働部	経営支援課	この補助金に関する情報は、(公財)えひめ産業振興財団が実施する商品開発助成事業に対する県の補助であるため、募集期間中は同財団のHPに掲載しているものの募集期間終了後はHP等での情報提供はありませんでした。類似の補助金が継続して支出されている状況でありますし、前年度以前どのような内容の補助金が支出されていたかという情報を提供することは、補助金の利用を検討している県民のみならず、より活用しやすい制度への変更への県民からの提案に繋がる等有意義なものであると思います。補助金の対象や制度の概要等の情報を常時提供することが望ましいです。	令和5年度補助金について、募集期間終了後もHPで情報提供するよう対応した。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
39	R4	102	意見	中小企業団体中央会補助金 補助事業者の情報提供について	経済労働部	経営支援課	愛媛県中小企業団体中央会(以下、この節で「中央会」という。)は、HPで決算関係書類等について提供していませんでした。中央会は、中小企業等協同組合法に基づき設置され、国・県と連絡を取りながら行う中小企業組織化の支援とその関連事業を主な業務とする公益性の高い法人であり、国・県からの補助金・委託費も受取も多額であり、積極的に事業内容、収支状況や財政状態の情報提供を行うようすべきだと思いますし、県もそのように指導することが望ましいです。	毎年度、中央会のHPにおいて事業報告及び決算書を公開することとし、令和5年7月に令和4年度分を公開した。	対応済
40	R4	102	意見	中小企業団体中央会補助金 活動指標について	経済労働部	経営支援課	事務事業評価において、組合巡回指導・窓口指導件数を活動指標とし、計画値4,500件としていましたが、中央会との協議が不十分で、計画の共有や計画未達の原因分析等もできていませんでした。中央会との情報共有を行い、改善していくことが望ましいです。	成果重視マネジメントへの転換に伴い、KPIを「中小企業団体中央会の入退会者数(解散等除く)」と設定した。今後は、KPIの達成に向けて中央会と協議を十分に行いながら、活動成果の向上に努めてまいります。	対応済
41	R4	102	意見	中小企業団体中央会補助金 成果指標について	経済労働部	経営支援課	事務事業評価において、県内の中小企業組合数401件を成果指標としています。令和3年度に前年度比16件の減少がありましたが、中央会から原因分析の報告を受けていませんでした。補助事業実績報告書の記載事項とし、対応策について協議する等改善に向けた努力が望ましいです。	成果重視マネジメントへの転換に伴い、KPIを「中小企業団体中央会の入退会者数(解散等除く)」と設定した。今後は、KPIの達成に向けて中央会と協議を十分に行いながら、活動成果の向上に努めてまいります。	対応済
42	R4	105	意見	下請企業振興事業費補助金 活動指標・成果指標の補助事業者との共有について	経済労働部	経営支援課	事務事業管理シートで、活動指標として発注企業登録件数と受注企業登録件数、成果指標として下請取引契約成立金額を設定していますが、補助事業者から提出を受けている補助事業計画書には、これらの記載がありませんでした。県は補助事業者と目標を共有しているとのことでしたが、補助事業計画書に記載することを指導することで、補助金の成果として県の期待しているところを明確にし、効果的な活動を促すようにすることが望ましいです。	指摘いただいた内容を踏まえ、令和6年度の補助事業計画書提出の際に活動指標及び成果指標の記載を求めることといたしたい。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
43	R4	105	意見	下請企業振興事業費補助金 実績報告書の審査について	経済労働部	経営支援課	実績報告書に対する審査についても、決裁書の記載のみでは、どのような内容をチェックされているのか、何を何に照らして適正として判断しているのか明記されておらず、審査の内容としてどのようなものに留意しているのかよくわかりませんでした。 補助金交付の申請時同様、審査判断が客観的でわかりやすいものとするためには、決裁書に判断の過程がわかるような資料を作成して添付することや別途チェックリストを作成することが望ましいです。	指摘いただいた内容を踏まえ、令和4年度より別途実績報告書に対する審査資料を決裁書に添付している。	対応済
44	R4	108	意見	愛媛県中小企業振興資金利子補給金(チャレンジ企業支援資金) 完了報告の提出について	経済労働部	経営支援課	設備等導入完了報告未了の案件に利子補給を実施しているものがありました。要綱では、完了報告の提出期限が明記されておらず、金融機関との利子補給申請額の確認の際に設備等導入完了報告未了の案件について督促するという運用が行われております。金融機関による審査、設備投資実行の確認は行われているであろうことからリスクは低いと思われるものの、要綱を整備し、設備投資完了後〇〇日以内に完了報告を求めるように改善することが望ましいです。	愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱を改正し、令和5年度から設備等の導入完了日から30日以内に完了報告を求めることとした。	対応済
45	R4	108	意見	愛媛県中小企業振興資金利子補給金(チャレンジ企業支援資金) 事務事業評価について	経済労働部	経営支援課	令和2年度より事務事業評価の仕組みについて見直しが行われたのに合わせ、この補助金が事務事業評価の対象外となっていました。県の裁量の余地がなく、評価結果を活用できない事務事業に分類されたことによるものでした。 予算は、過去の融資実績等を勘案して作成しており、県民に事業の成果を周知するためにも事務事業評価として、予算額や交付実績の報告を行うことが望ましいです。	令和5年度から事務事業評価に当該事業を追加し、評価を実施するようにした。	対応済
46	R4	110	意見	休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 補助金の情報提供について	経済労働部	産業政策課	補助金交付の公益上の必要性について、要綱等検討したところ、補助対象経費は汚染原因が鉱床地帯であるための自然由来であったり、過去の採掘行為に起因するものである部分を算出する計算式に基づき客観的な計算に基づき行われているものであること、また行政の適切な関与の下、実施されるべきものであると考えたことから、公益上必要であると判断しました。しかし、現在県のHPで公開されている情報では、県民が必要性について判断できる情報を提供できている状況とはいえません。適切な情報提供が望ましいです。	令和5年8月に、県ホームページに事業概要を掲載した。 (https://www.pref.ehime.jp/h30100/kyuuhaisikouzan.html)	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
47	R4	110	意見	休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 事務事業管理シートについて	経済労働部	産業政策課	当該補助金の令和3年度の決算額は前年度以前の決算額、予算額と比べて少額なものでなっていました。国の補助金が全国的に減額され、補助事業が最低限の実施となったことが要因とのことでしたが、著しい差異が発生した際には理由を付記することが望ましいです。	令和3年度の補助金が少額となっている理由について、上記のホームページに理由を記載した。今後も同様の事例が発生した場合は、ホームページで理由を公開する。	対応 済
48	R4	110	意見	休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金 補助金交付要綱について	経済労働部	産業政策課	県は、要綱で補助金対象経費の定め方を、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱の条文を引用する方法によっていますが、第27条とすべきところを第24条としていました。国の要綱改正を見落としたことが原因とのことでした。適切な確認・改正作業が望ましいです。	令和5年3月31日付けで、要綱を適切な形に改正した。	対応 済
49	R4	114	意見	特許流通促進事業費補助金 活動指標の取扱いについて	経済労働部	産業創出課	事務事業管理シートで活動指標としている特許流通アドバイザーの訪問企業者数の記載が124件となっていました。補助事業者からの実績報告は130件となっており、一致していませんでした。活動指標は補助金支出の成果を判断する指標ですから正確な取扱いが望ましいです。	発明協会からの実績報告に対し、複数名がチェックする体制を整えた。正確な取扱いに努めてまいります。	対応 済
50	R4	114	意見	特許流通促進事業費補助金 実績報告書の記載について	経済労働部	産業創出課	補助事業者からの実績報告に補助事業の成果として、特許出願や商標登録出願に関するサポートに関する記載がありました。この補助金は、企業が保有する特許等を円滑に移転流通させることを目的としたものです。特許出願や商標登録出願に関するサポートは補助事業の交付申請書にも記載がなく、補助事業遂行報告書にも記載がありません。補助事業者が補助対象事業外の活動をこの補助事業の成果としているようでしたら、補助金の計算で多くを占める人件費部分の按分計算が適切なものかどうか疑問の余地も生じてきます。補助事業者が付随的な成果をも含めて報告したものと理解しますが、成果の記載を適切に行うことが望ましいです。	特許や商標登録出願に関するサポートについては、補助事業の付随的な成果であることを双方が再度認識し、令和5年度からの実績報告では、企業等の産業財産や研究機関等の研究成果を地域へ移転流通させることに直接つながる実施許諾や開放特許に至ったもののみを実績として報告することとした。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部署	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
51	R4	119	意見	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 補助金の概要についての情報提供について	県民環境部	循環型社会推進課	市町が個人設置型と市町村設置型のいずれかを選択するかで、県民の負担に差が生じる状況となっていることは、県民が理解可能な状況にしておくべきであると思います。また、地域的な差が生じていることから、県全体の汚水処理人口普及率等の状況を県民に理解してもらえる状況にした上で、その向上を図る取り組みを進めることが重要だと思います。そのため補助金に関する情報を全体像の理解しやすい状況にした上で、県民が容易に知りうるようHP等で広報することが望ましいです。	補助金に関する情報を広く周知するため、令和5年度に補助金の概要をまとめたHPを作成し、公開した。	対応 済
52	R4	120	意見	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 事務事業管理シートによる評価単位について	県民環境部	循環型社会推進課	現在の事務事業管理シートの評価単位は合併処理浄化槽設置整備事業費とされ、成果指標は合併処理浄化槽普及率となっていますが、下水道等を含めた汚水処理人口普及率が成果指標となるように事務事業管理の単位を広げた方が全体像を理解しやすく、補助金の必要性・有効性の評価も合理的なものになると思います。評価単位の見直しが見ましいです。	令和5年度に評価単位(KPI)を合併浄化槽普及率から汚水処理人口普及率に見直した。	対応 済
53	R4	122	意見	私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 補助金の情報提供について	総務部	私学文書課	県下の私立学校の中で新田学園 新田青雲中等教育学校1校が対象となっていることについて検討したところ、この補助金の前身の補助金である「私立高等学校等外国語指導助手招致事業費補助金(実施時期:平成29年度～平成31年度)」では、愛光高校・松山聖陵高校が補助先となっていること、また、ALT採用による費用負担増を危惧する他校からの応募が無かった状況から決まった経緯等があり、公平性についての問題は認められませんでした。 しかし、現在の情報提供の状況では、補助金の制度や経緯が容易に理解できる状況とはなっておりません。県のHP等での情報提供を行い、補助制度に対する理解が広がればPTA等から学校への働きかけに繋がる可能性もあり、より多くの私立学校からの応募により効果的な補助事業の運営に繋がる可能性も出てくると思います。補助金の制度や経緯の積極的な情報提供が望ましいです。	令和6年度からは本補助金の制度を行わない予定であるが、今後、同様の補助制度を行う場合は、県のホームページ等での掲載など積極的な情報提供を行ってまいります。	従来 どおり
54	R4	122	意見	私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 事務事業管理シートの記載について	総務部	私学文書課	事務事業管理シートに計画・実績の差異に関する説明や評価の記載がありませんでした。時節柄新型コロナの影響かと推察は可能ですが、担当課としての今後の対応策や方針等の記載が望ましいです。	ご意見のとおり、新型コロナウイルスの影響により計画と実績に差異が生じていたが、R4年度以降は大きな乖離がないため、差異に関する説明や評価は行っていない。 計画・実績の差異が発生する場合は、説明や評価を行うこととする。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
55	R4	122	意見	私立高等学校等英語教育推進事業費補助金 検査事務の運用について	総務部	私学文書課	補助先からの実績報告が令和4年3月31日となっていたものの、精算払請求書の提出が令和4年5月20日、支出決済日が令和4年5月23日となっていました。県が実績報告のあった令和4年3月31日に検査を実施し、経費の一部31,762円についての証憑添付が漏れていることを指摘し提出を求めたものの、補助先の事務遅延により証憑提出が遅れたことによるものでした。金額的には少額であるものの、県の事務負担も公費で賄われているものでもあり効率化の観点等から、補助先に対し適時適切な対応を、より強く求めていくことが望ましいです。	補助先に事務遅延がないよう指導し、R4年度については、書類漏れのない実績報告書を令和5年3月29日に收受し、同日に検査を実施し、令和5年3月29日に精算を行うなど改善した。	対応 済
56	R4	124	意見	愛媛地方税滞納整理機構運営費補助金 補助事業者の情報提供について	総務部	税務課	愛媛地方税滞納整理機構では活動状況や定例会の情報等はHPで提供されているものの、予算決算等の提供が行われていませんでした。この団体は県と市町が協働して設立した法に基づく一部事務組合です。一部事務組合も適切な情報公開が求められているところであり、県民の利便性を考慮しHPでの予算決算等の財務情報を提供するよう助言等することが望ましいです。	愛媛地方税滞納整理機構の予算決算等の財務情報をHPで提供するよう助言を行い、機構において、令和5年度から予算決算等の財務情報をHPにも公表することとし、令和5年5月に令和4年度下半期の財政状況、同年11月に令和5年度上半期の財政状況をそれぞれHPに公表している。	対応 済
57	R4	124	意見	愛媛地方税滞納整理機構運営費補助金 補助事業者との目標の共有について	総務部	税務課	県が成果指標としている徴収率が、補助事業者である愛媛地方税滞納整理機構の事業計画書で目標数値として明示されていませんでした。県の補助金は県の成果指標達成を意図して支出しているものですから、補助事業者の活動目標は県の目標と一致していることが望まれ、それを明確にしておくことが望ましいです。	事業実施計画書に機構の徴収率の目標数値を明記するよう指導を行い、令和5年度の補助金交付申請から、事業実施計画書に徴収率の目標数値を明記している。	対応 済
58	R4	124	意見	愛媛地方税滞納整理機構運営費補助金 成果指標について	総務部	税務課	県が成果指標としている徴収率は、令和元～3年度においては相当程度上振れしている状況ですが、事務事業管理シートに分析結果等の記載がありませんでした。上記②の目標に対する差異の原因分析を実績報告書に記載・報告等を求めるとともに県としての評価を事務事業管理シートに記載することが望ましいです。	令和4年度の補助金交付実績報告から、実績報告書に目標に対する差異の原因分析を記載するよう指導を行い、明記させるとともに、県としての評価を令和4年度事務事業管理シートに記載している。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
59	R4	128	意見	愛媛県今治小松自動車道周辺整備対策費補助金 事務事業管理シートの記載について	土木部	道路建設課	現在の事務事業管理シートでの情報提供では、補助金の全体像や当初の全体計画と対比した説明等がなくこの補助金の現時点での執行状況について十分な理解ができません。全体計画と実績についても記載することで、事業の全体像と県の補助金交付の状況について理解しやすい表現とすることが望ましいです。	事務事業管理シートで事業全体像及び進捗率が理解できないとの指摘を踏まえ、令和4年度政策・事務事業評価から、事業全体の進捗率をKPIとし、管理シートに記載することとした。	対応 済
60	R4	131	意見	愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金 補助金交付要綱の記載について	土木部	土木管理課	補助金交付要綱で、補助事業完了後5年間の実績報告を求めることとしていますが、運用では補助事業完了の翌会計年度から5年間の報告を求めています。誤解をまねくことのないよう、交付要綱記載内容の整理が望ましいです。	令和5年度の補助金交付要綱では、報告対象が「補助事業完了の翌会計年度から5年間」である旨を明記した。	対応 済
61	R4	131	意見	愛媛県地域の守り手力強化事業費補助金 事務事業管理シートの記載について	総務部	財政課	県では、この補助金の対象事業を i)ICT施工推進への取組みと ii)処遇向上を行う業者の人材確保への取組みの二つを用意しているものの、令和3年度の補助金申請が i)に偏っていた点について、ニーズや使い勝手のリサーチを行い、令和4年度は、ii)に対する助成限度額を引き上げていましたが、この点、事務事業管理シートへの記載がありませんでした。 現在の事務事業評価シートでは、記載欄に限界があり十分な説明を行うことは無理があります。しかし、県が成果指標の未達を分析し、翌年度の制度変更に結び付けているものですから、県の施策の方向性に関する貴重な情報で、補助対象事業者等にとっては有用な情報だと思います。このような内容は情報提供できるよう仕組みを変更していくことが望ましいです。	現在、県総合計画の目標達成に向けて取り組む事務事業にKPI(重要業績評価指標)を設定するなど、政策立案から予算編成、執行、決算、評価に至る一連のプロセス全般で成果を重視するマネジメント体制の構築に取り組んでおり、事務事業評価制度についても、KPIマネジメントへと発展的に見直しを進めているところ。評価結果や評価結果を踏まえた今後の取組みの方向性について、県民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう検討していきたい。	検討 中
					土木部	土木管理課	令和5年度の補助対象者の公募に際しては前年度からの変更内容もあわせて周知した。 また、令和4年度の事務事業管理シートでは、現行様式に可能な範囲で変更内容を記載した。	対応 済	
62	R4	135	意見	愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金 補助金交付要綱の記載について	土木部	土木管理課	要綱で、消費税等を交付対象外としているにも関わらず、補助金により消費税額の減額を受けた場合には返還を求める手続に関する条文がありました。誤解をまねくことのないよう、交付要綱記載内容の整理が望ましいです。	本補助事業は令和4年度をもって終了した。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分	
63	R4	135	意見	愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金	事務事業管理シートに記載について	総務部	財政課	<p>県では、予算策定時の補助資料で、この補助金の背景となる現状を「大規模災害時における応急対策事業に関する協定の締結業者とその保有機械の推移をみると、H17年度に比べ、協定締結業者の保有する建設機械は約52%減少し、そのうち掘削系建設機械にあつては約62%減少していることから、災害発生時における円滑な応急活動の実施に懸念が生じている。」と定量的に把握したデータをもとに補助金の必要性を説明していました。</p>	<p>現在、県総合計画の目標達成に向けて取り組む事務事業にKPI(重要業績評価指標)を設定するなど、政策立案から予算編成、執行、決算、評価に至る一連のプロセス全般で成果を重視するマネジメント体制の構築に取り組んでおり、事務事業評価制度についても、KPIマネジメントへと発展的に見直しを進めているところ。評価結果や評価結果を踏まえた今後の取組みの方向性について、県民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう検討していきたい。</p>	検討中
						土木部	土木管理課	<p>また、令和4年度の予算策定にあたり、運搬機械と掘削機械別の県内における保有台数の増減の傾向を分析し、運搬機械への補助をとりやめたうえで、掘削機械への補助を継続するよう変更を加えています。これらの分析結果について事務事業管理シートへの記載がありませんでした。</p> <p>現在の事務事業評価シートでは、記載欄に限界があり十分な説明を行うことは無理があります。しかし、県が現状や補助金の成果をどう分析しているか、加えてどういった観点から翌年度の制度変更に関わり付けているかは、県の施策の方向性に関する貴重な情報で、補助対象事業者等にとっては有用な情報だと思います。このような内容は情報提供できるよう仕組みを変更していくことが望ましいです。</p>	<p>本補助事業は令和4年度をもって終了した。</p>	従来どおり
64	R4	139	意見	普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金	農林水産部	農産園芸課	<p>「要領」(第10 その他)の記載で、「事業者は、本事業の助成を受けて導入する機械及び施設等について、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう農業保険等への加入に努めること。」とあります。この点、県によると、補助金の受領者に対して実績確認時に、口頭により呼びかけは行っているとのこと。</p> <p>農業保険への加入については、補助金の受領者にとって「要領」上、努力目標であり、加入義務ではありません。また、補助を実行した県としても、加入状況の確認まで実施する必要は無いのかも知れません。しかしながら、補助金という性格上、例えば、実績確認時にでも加入状況を確認して、「検査復命書」に記載しておくことが望ましいです。</p> <p>なお、この意見に関して、全庁の方針はありませんが、後述「No.40 野菜産地・花き等供給力強化支援事業費補助金」においては、農業保険の加入について、いつ加入したかについて記載するようにされていますので、「要領」(第10 その他)のような記載に対しては、全庁の方針として検討されることも有効と考えます。</p>	<p>当該事業においては、令和4年度の実績確認時、加入状況を確認し、「検査復命書」に記載した。</p> <p>また、令和3年度までの事業実施主体に対し、実証期間中に毎年度提出する成果報告の様式において、令和5年度から、加入状況を確認する項目を設けた。</p>	対応済	

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
65	R4	139	意見	普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金 交付先に対する監査・指導の状況や結果がわかる資料について	農林水産部	農産園芸課	<p>県によると、日常活動の中で県普及指導員が補助事業の成果について確認しており、必要に応じて技術的な改善を指導しているとのことですが、日報や月報のような形で保管しているものはない状況にあります。</p> <p>県普及指導員による技術を広く普及させるための記録として、また第三者への提供の必要性があった場合等に対応するためにも、日報や月報等で指導の時期、内容等を記録しておき、県普及指導員による活動実績として残しておくことが望ましいです。</p>	普及指導員の指導記録として様式を定め、年度末に提出するよう、令和4年度から対応している。	対応済
66	R4	139	意見	普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金 補助金交付後の実証期間に関する報告の様式について	農林水産部	農産園芸課	<p>「公募要領」によると、施設、機械の導入を完了させる期間である事業期間とは別に、技術の実証、確立を図る期間として実証期間が原則として5年間あることが明記されており、実証期間において、毎年度、補助事業の成果について報告を求めています。その報告の様式は、特に定められていない状況にあります。</p> <p>県によると、毎年度の報告を定めることとした趣旨は、栽培に関する気象等の環境変化が常にあり、植物の成長状況と併せて導入技術の実用性を把握し、より高い技術の確立に向けて指導していくためとのことです。</p> <p>上記趣旨を考慮すると、報告の様式としては、例えば、事業者の任意にするよりも、当該趣旨が反映されるような必要記載事項を定めるとともに、任意記載事項として、事業者が記載したい事項をできるだけ簡単に記載してもらえような様式を定めることが望ましいです。</p>	実証期間中の成果報告様式を定め、年度末に提出していただくよう事業実施主体に通知し、令和4年度から対応している。	対応済

番号	監査年	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
67	R4	142	意見	野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金 交付先及び最終交付先に対する監査・指導の状況について	農林水産部	農産園芸課	<p>補助金等の効果測定として、野菜と花きの各主要振興品目の生産量向上を長期目標として設定していますが、令和3年度に創設された補助金ということもあり、現場の普及指導員等が産地指導の中で地域の供給力強化の状況についてフォローすることが想定されているのみで、県として、補助金等の効果の整理・見直し等に向けた検討のための交付先及び最終交付先への継続的なモニタリングを行う仕組みがありません。</p> <p>県としては、補助金の交付先である市町だけでなく、最終交付先であるJA等ともコミュニケーションをとって、現場の普及指導員等とも連携し、補助金が最少の経費で最大の効果を得ることができるような仕組みを構築することが望ましいです。</p> <p>具体的には、最終交付先であるJA等の会議を通じた交流や市町と連携して実施される統計調査等を利用することが考えられます。</p>	JA組織との出荷協議会等の各種会議や統計調査等を活用し、情報収集・分析により現状把握に努めており、継続的にモニタリングできる環境を整え、必要なフォローアップを実施している。	対応済
68	R4	142	意見	野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金 活動指標と成果指標の設定について	農林水産部	農産園芸課	<p>補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であると考えますが、県によると、事業の効果が実施年度以降数年にかけて現れてくることから、評価の単年度目標の設定は難しいと考えて、長期目標のみとなっています。</p> <p>成果指標としては、「愛媛県野菜・花き振興計画」で定めた目標年度(令和7年度)と合致する形で、令和3年度から令和7年度までの間、野菜と花きの各主要振興品目の最終目標生産量を計画値として記載していますが、第三者からは毎年同じ計画値であることの意味するところがわかりづらく、補足説明を追記することが望ましいです。</p> <p>また、活動指標としては、特に定められていませんでしたが、令和3年度の事業が、(1)トマトの高温対策による収量・品質向上のため、細霧冷房等の導入と(2)さといも機械化一貫体系の推進による生産拡大のため、移植機、掘取機等の導入といった生産基礎を築くための設備投資であるため、例えば、その導入実績を指標とすることが望ましいです。</p> <p>具体的には、予算に対する執行額や執行率を達成指標として設定することが考えられます。</p>	令和4年度の事務事業評価の成果指標に関しては、事業効果は数年かけて現れることから、振興計画に定めた長期目標を記載している旨の注釈を記載した。 令和5年度からは、新総合計画における新たな評価指標(KPI)となったことから、「愛媛県野菜・花き振興計画」で定めた目標年度(令和7年)まで、各年度ごとの事業の効果を評価できるよう、年次ごとの系統組織の栽培面積を目標として設定した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
69	R4	148	意見	農業会議等補助金 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について	農林水産部	農政課 農地・担い手対策室	<p>補助事業に伴う補助金、交付金、負担金といった収入は、消費税法上不課税(課税対象外)取引に該当します。一方、補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。</p> <p>このことについて、県では交付要綱のひな型として「愛媛県交付要綱マニュアル」また「交付決定通知」において補助対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、その金額に係る補助金(交付金、負担金)の返還を求める条文を設けていますが、現在の「県交付規程」にはその旨の記載はありません。</p> <p>また、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の取扱いに関する報告についても、従来から簡易課税方式で確定申告をしているとして、適時報告がなされていませんでした。一般社団法人であっても仕入控除税額が発生するケースはあるため、仕入控除税額報告書に関する条文を「県交付規程」に定めるとともに、適切な運用を行うことが望ましいです。</p>	<p>令和5年度農業委員会交付金等交付規程については、補助対象事業費に係る消費税額の仕入税額控除に関する補助金(交付金、負担金)返還を求める旨の条文を追加し、同規程の一部改正を行った。</p> <p>また、(一社)愛媛県農業会議には、令和5年度から事業実績書等を提出する際は、簡易課税方式に関する関係書類の提出を求めている。</p>	対応済
70	R4	150	意見	農業会議等補助金 実績報告の根拠となる証拠書類等の入手について	農林水産部	農政課 農地・担い手対策室	<p>実績報告の根拠となる証拠書類等について、県は、現在、支出の明細のみで、証拠の写し等の提出までは求めていません。</p> <p>支出の内容を正しく把握するためには証拠の写し等の提出を受けて、適切な使用の確認、管理を実施することが望ましいです。</p>	<p>令和5年度からは証拠の写し等を提出させ、使用状況等が適切かどうか確認を行うこととする。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
71	R4	150	意見	農業会議等補助金 補助金等の見直しについて	農林水産部	農政課農地・担い手対策室	<p>補助対象経費の内容としては、(1)農業委員会等活動強化対策事業では、主として、研修会開催に伴う経費であり、(2)都道府県農業改善推進支援事業では、当該事業に要する旅費・事務費となっており、ほぼ毎年同じ金額が交付されています。なお、補助金の支出内容と成果の把握については、農業委員会等活動強化対策費としてまとめられ、その中で、研修会や会議の開催回数が成果判定指標となっています。</p> <p>しかしながら、每期、同様の支出を繰り返すのみでは、効率性や効果の観点から必ずしも有効とはいえず、研修会や会議の経費及び旅費・事務費といった補助対象経費の内容が、補助金の支出目的に照らし妥当かどうか、補助金の支出内容と補助金額の関係を見直していくことを検討し、その過程を残していくことが望ましいです。</p>	令和5年度からは、新総合計画における新たな評価指標(KPI)を導入しており、数値的な判断を参考に、より事業効果が上がるように優先的に取り組むべき内容や補助金の配分についても見直しを進めていくこととしている。	対応済
72	R4	150	意見	農業会議等補助金 交付先に対する監査・指導の状況について	農林水産部	農政課対農策地室・担い手対策室	<p>交付先に対する監査・指導の状況については、「県交付規程」第11条に基づき、当該事業に係る執行状況の指導を実施している状況にあります。その頻度は3年に1回にとどまっています。</p> <p>補助金が会計年度ごとに支出されている状況からみて、その有効性の評価等を適時に実施する観点からは、監査について会計年度ごとに実施することがより望ましいです。</p>	令和5年度からは実績報告に際して、証憑の写し等を提出させ、使用状況等が適切かどうか確認を行うとともに、必要に応じて詳細な調査等を行うこととする。	対応済
73	R4	153	意見	農業委員会ネットワーク機構負担金 活動指標と成果指標の設定について	農林水産部	農政課農地室・担い手対策室	<p>補助金の目的達成度や効果を測定するためには、補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが必要であると考えますが、現在は、今回対象とした補助金を含めた、より大きな括りとしての事務事業評価のみであり、補助金ごとの具体的な活動指標や成果指標はありません。</p> <p>補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な活動指標と成果指標を設定することが望ましいです。</p>	<p>令和5年度からは、新総合計画における新たな評価指標(KPI)が導入され、各市町農業委員会が農地利用の最適化活動に取り組むことで、農用地区域内農地の面積が維持されることとしている。</p> <p>こうした取組みを支援する農業委員会ネットワーク機構負担金業務に関して、業務報告書や収支決算書等を確認する等、農業会議の活動や成果を確認している。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
74	R4	153	意見	農業委員会ネットワーク機構負担金 補助対象経費について	農林水産部	農政課農地・担い手対策室	<p>実績報告の根拠となる証拠書類、元帳等支出の内容が分かる資料から、県の補助金は、職員給与費等(2名分)の一部を負担する形で交付されています。</p> <p>県によると、職員の給与等に関しては、他県との比較検討まではできていないとのことであり、今後の県の給与改正の状況等を踏まえ、補助金額の妥当性を検討したいとのことです。</p> <p>職員給与費等は、業務の内容、地域の雇用賃金等を勘案して単価を設定する必要があるため、その業務の内容、地域の雇用賃金の水準等を考慮した結果を残しておくことが望ましいです。</p>	<p>団体職員の給与等は、団体で決定すべき事項であるが、県の給与改正状況等を適切に情報提供し、十分な検討が図られるよう促すものとする。</p>	対応済
75	R4	154	意見	農業委員会ネットワーク機構負担金 補助金等の見直しについて	農林水産部	農政課農地・担い手対策室	<p>補助対象経費の内容としては、「農地法業務」に要する経費ですが、そのうち、職員給与費等にすべて充てられており、その支出額も、ほぼ毎年同じ金額が交付されています。</p> <p>「農地法業務」に要する経費には、職員給与費等以外にもいくつか補助対象経費として支出することができるように「都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実施要領別表」に補助対象経費の内容が明記されていることから、毎期、同様の支出を繰り返すのみでは、効率性や効果測定観点から必ずしも有効とはいえないと考えます。</p> <p>「農地法業務」に要する経費としての職員給与等といった補助対象経費の内容が、補助金の支出目的に照らし妥当かどうか、補助金の支出内容と補助金額の関係を見直していくことを検討し、その過程を残していくことが望ましいです。</p>	<p>令和5年度も同様な支出内容であるが、「農地法業務」に要する経費として補助対象経費の内容が補助金の支出目的に照らし妥当かどうか、御意見の視点を持ちながら取り組むこととする。</p>	対応済
76	R4	154	意見	農業委員会ネットワーク機構負担金 交付先に対する監査・指導の状況について	農林水産部	農政課対農策地室・担い手	<p>交付先に対する監査・指導の状況については、「県交付規程」第11条に基づき、当該事業に係る執行状況の指導を実施している状況にあります。その頻度は3年に1回にとどまっています。</p> <p>補助金が会計年度ごとに支出されている状況からみて、その有効性の評価等を適時に実施する観点からは、監査について会計年度ごとに実施することがより望ましいです。</p>	<p>令和5年度からは実績報告に際して、証拠の写し等を提出させ、使用状況等が適切かどうか確認を行うとともに、必要に応じて詳細な調査等を行うこととする。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
77	R4	157	意見	意欲と能力のある林業経営者育成事業費補助金 活動指標と成果指標の設定について	農林水産部	林業政策課	<p>補助金の目的達成度や効果を測定するためには、補助金ごとに具体的な活動指標や成果指標を設定することが必要であると考えますが、現在は、今回対象とした補助金を含めた、より大きな括りとしての事務事業評価のみであり、補助金ごとの具体的な活動指標や成果指標はありません。</p> <p>今回対象とした補助金においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者自らが管理できない森林を市町が委託を受け管理するという長期的観点から、意向調査面積を成果指標として設定することは有効と考えますが、今回対象とした補助金が、その目的を効果的かつ効率的に達成するために必要となる、デジタル技術の導入に対する補助金であることを考慮すると、例えば、デジタル技術の導入実績について、ほぼ予算どおりに執行されたかどうか等を成果指標として設定することがより望ましいです。</p> <p>また、今回対象とした補助金において、森林資源の適切な管理とそのため専門家の育成を行うという長期的観点からは、間伐面積やリカレントプログラム受講者数を活動指標として設定することも有効と考えますが、例えば、要望調査を踏まえた上で、経営管理実施権の計画作成に必要な森林GISシステム・データの導入・改修、ドローン及び画像解析システム導入経費への補助に関する導入計画数に対する実績数や補助金の最終交付先への交付先数等を設定することも考えられます。</p>	<p>令和5年度からは、新総合計画における新たな評価指標(KPI)に導入され、それに伴い新たな森林管理システムに関する予算が意向調査の推進とそれに携わる担い手の養成に分割された。</p> <p>デジタル機器の導入支援は、養成された担い手の省力化に資する目的で導入を図ることとしているため、包括的に担い手の養成の予算に組み込み、その成果指標を担い手の養成数としているところ。</p> <p>なお、ご指摘の予算に対する進捗に関しては、導入計画を定めて管理を行うよう改善している。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
78	R4	161	意見	公立大学法人 愛媛県立医療 技術大学運営 費交付金 消費税及び地方 消費税の仕 入控除税額の 確定に伴う県 への報告につ いて	保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 課	<p>補助事業に伴う補助金、交付金、負担金といった収入は、消費税法上不課税(課税対象外)取引に該当します。一方、補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになります。</p> <p>このことについて、県では交付要綱のひな型として「愛媛県交付要綱マニュアル」において補助対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、その金額に係る補助金(交付金、負担金)の返還を求める条文を設けていますが、現在の「要綱」にはその旨の記載はありません。</p> <p>また、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の取扱いに関する報告についても、従来から免税事業者であるとして、適時報告がなされていませんでした。</p> <p>独立行政法人であっても仕入控除税額が発生するケースはあるため、仕入控除税額報告書に関する条文を「要綱」に定めるとともに、適切な運用を行うことが望ましいです。</p>	仕入控除税額報告書に関する条文を要綱に定めることについて、他の自治体の規定状況も踏まえながら検討を進めている。	検 討 中
79	R4	164	意見	福祉避難所機 能強化・整備 促進事業費補 助金 令和3年度 当 初予算見積額 の事項説明書 における積算 根拠等につ いて	保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 課	<p>県によると、令和3年度 当初予算見積額の事項説明書における補助対象経費にかかる補助金負担額の積算根拠として、①印刷製本費、②食糧費、③介護用トイレ、④簡易ベット(段ボール)、⑤パーテーション、⑥車いす、⑦アドバイザー報償費といった項目に対しては、過去の予算で用いた単価を継続して用いているとのこと。</p> <p>予算の作成においては、過去の単価を参考にしつつ、現在の物価上昇等を勘案して、見積りを行うとともに、予算単価を決定したプロセス等を残しておくことが望ましいです。</p>	予算の作成において、現在の物価上昇等に対応した適切な予算単価の積算の検討を進めている。	検 討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
80	R4	165	意見	福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 予算額と決算額との乖離について	保健福祉部	保健福祉課	<p>県によると、予算額と決算額の乖離に関しては、福祉避難所の指定状況は十分とは言い難く、引き続き支援が必要と考えているものの、①新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、訓練やアドバイザー派遣が困難となったことが一因と考えられ、また、②物資配備に関しても、対象が新規指定に限られていることもあって、新規指定が進まない場合は補助金の活用ができず、そのハードルの高さも一因であったと分析されています。</p> <p>予算の作成においては、被災状況による不測の事態や公正な観点から、県下20市町を対象に実施する前提は必要であるものの、市町とのコミュニケーションを積極的に行って、補助条件を加味した実行可能性についても考慮して対応することが望ましいです。</p>	補助事業の実行可能性について、県内20市町への聞き取りなど積極的なコミュニケーションを行い、実態に即した補助金の実施について検討を進めている。	検討中